



議会報告

第147回名護市定例会(6月定例会)は、平成19年6月14日から6月29日までの会期で行われました。平成19年度名護市一般会計補正予算案(第2号)を含む、市長提出議案12件、報告17件、同意1件、意見書案2件、陳情6件が提出され審議されました。審査の結果につきましては、「なご市議会だより」第62号(9月初め配布)の議案処理結果一覧をご覧ください。

まだまだ暑さきびしい日々が続いておりますが、皆様におかげましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

7月29日に行われた参議院選挙は、与党には極めて厳しい選挙戦の中、県内の公明党の得票総数は9万7959票と大善戦させていただきました。全国区では、とおやま清彦の必勝を期すべく、連日連夜、猛暑のなか、真心からのご支持ご支援を頂いた皆様に心から感謝申し上げます。

とおやま清彦は、沖縄の心でさらなる政策実現へまっしぐらに走り続けていける逸材であり、皆様のご期待に応えることを確信しております。皆様方のますますのご健康とご多幸を祈念申し上げます。

6月定例会一般質問から 要旨

ここでは、今定例会でのヨシヒデの一般質問の要旨をご報告いたします。

二、医療行政について

質問(1) 北部地域の救急医療体制の整備についてお伺いします。北部保健医療圏は、中部・南部保健医療圏に比べ人口は少ないにしても面積が約2倍あり、離島も含めて広範囲であります。北部地区医師会病院も今月中旬に県内2例目のヘリコプターによる急患搬送事業を開始することになり、救命率の向上に大きく貢献するものと期待しております。本市の北部地区医師会との連携についてお伺いします。

答弁 導入にあたって医師会から北部4消防本部で組織する北部消防連絡協議会での説明会や本市消防本部での内容説明等があり、業務についてはミニユレーシヨンを踏まえながら連携を深めてまいります。

質問(2) ドクターヘリ事業の導入についてお伺いします。

質問(1) 平成14年改正の児童扶養手当制度が明年平成20年4月から適用されることになります。ア、どのような改正内容か、本市の過去5年間の対象児童数と受給世帯数の推移、本市の過去5年間の支給額の推移、エ、明年4月からの本市の減額対象となる児童数と受給世帯数、オ、母子・父子家庭の支援策についてお伺いします。

質問(2) 厚生労働省の救急救命センターの指定を受けていることが前提で現在、県内では県立中部病院、南部医療センター、浦添総合病院についてはミニ救急センターという指定を受けており、3カ所が用件を満たしております。現在、医師会(うら面へ)

いします。

い段階ですが、当該手当を受給してから5年を経過すると、その経過した月分から児童扶養手当の支給額が最大で二分の一に減額される改正内容となっています。イ、5年間の推移で19年3月には、児童数は、1533人で291人の増加。世帯数は、917世帯で113世帯増加。ウ、支給額は、四億8,300万円余りで8,200万円の増加。エ、減額対象となる数値は国からの通知等が未だ来ていないので出せる状況にありません。オ、父子家庭の支援として児童手当、医療費の助成について母子家庭同様に支給。母子家庭の支援については、子育て支援や生活の支援、就業支援、養育費の確保の支援、生活資金等の貸付という支援があります。

病院が行つてゐる救急搬送事業もドクターへリ導入の可能性を研究するという形になつております。

ドクターへリは救急専用の医療機器を装備し、救急治療を開始することができるところから、僻地における救急医療体制の強化、災害時救急医療の充実が図られ、北部地域住民の救命率向上のためにも積極的に導入していく必要があると考えおります。

質問(3) 県立北部病院の産婦人科休止に伴う妊産婦の入院費や検診にかかる交通費など経済的負担の軽減策についてお伺いします。

答弁 全国的な産婦人科の医師不足で県もなかなか配置できない状況ですが、今後、その状況を見ながら経済的負担の軽減策が取れるのか限られた財源ですが議論を進めていきたいと思います。

三、広告事業の推進について

質問(1) 本市の広告事業の取り組みとその成果についてお伺いします。

答弁 本市では、市民課の窓口用として平成16年3月から事業所の広告入りの封筒を市民に利用してもらつています。この封筒は株式会社郵宣協会より封筒の現物寄付として受け取つてあるものであります。効果については、封筒1枚当たり3円という単価で計算してみますと年間6万枚ほど利用者がおりますので18万円程度の印刷費の経費削減の効果があるものと考えています。

質問(2) 市の広報誌や各種封筒、ホームページのバナー広告を始め、本市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費削減を図るための広告事業の推進についてお伺いします。

答弁 ご提案のありました例えはホームページのバナー広告を始め、本市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費削減を図るために広告事業を進め、すこしでも新たな財源確保ができるよう調査研究を進めていきたいと思つております。

四、学校環境の整備について

質問(1) 名護小学校正門横のよう壁が倒壊寸前であり、早急な整備が必要であります。学校関係者の意見を取り上げ児童・生徒の登下校時間や学校生活の安全確保のための整備を図つていただきたい。

答弁 現在は応急処置を施していますが、まだ早い時期に整備し児童・生徒や学校関係者の不安を取り除き安全確保を図つていただきたいと思います。現在、現場調査を行い工事費の見積もりを行つているとところでございます。

質問(2) 名護小学校・名護幼稚園の樹木管理についてお伺いします。

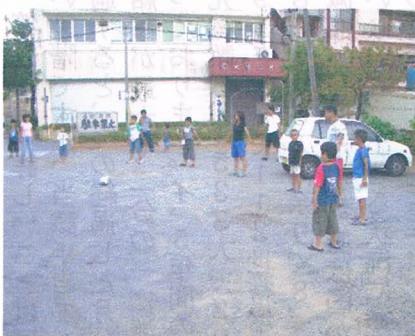
答弁 学校内にある樹木については学校建設当時から大切に育てられた樹木や学校建設後に記念植樹として植えられた樹木、子どもたちが授業の一環として育てた樹木があります。これらの樹木については学校の管理者に委ねられておりますが学校での対応が難しい場合は相談しながら対応することになります。

質問(3) 運動場の降雨時の排水改善についてお伺いします。

答弁 名護小学校の運動場の排水は校門横の側溝から道路排水路へ流れている現状です。大雨時には路上へ流れ出していることもあるので原因を調査して改善を図つていただきたいと思います。

質問(4) 未使用のプールについてお伺いします。

答弁 名護小学校のプールは昭和57年1月に建てられ現在に至つております。プール本体の中に漏水箇所があり、その修理に多額の費用が掛かるところから使用していない状況です。補助事業により取得した財産は処分制限期間がありますので簡単に取り壊しができませんが、名護幼稚園の園舎改築計画とあわせてプールの撤去を実施していきたいと考えております。



大中区子ども会の夏
休み朝のラジオ体操
でのひとコマ

やさしく、深く、面白く、役に立つ
政治を毎日わかりやすくお伝えする
公明新聞を読んでみませんか？

日刊（1ヶ月 1,835円/税込）

激しく移り変わる社会・政治の動きを正確な報道で伝えてまいります。

お申し込みは 金城ヨシヒデ 0980-54-1259

無料法律相談のご案内

公明党無料法律相談

日 時 每週土曜日 午後1時から午後5時まで

場 所 公明党沖縄県本部 (098-862-0210)

(最終土曜日は沖縄市の金城ツトム事務所 098-921-1000)

法テラスコールセンター

電 話 0570-078374 平日午前9時～午後9時まで
土曜日午前9時～午後5時まで

名護市無料法律相談

日 時 每月第2、第4火曜日(祝祭日は繰り下げて開催)

場 所 名護中央公民館第4研修室

受付時間 12:00～13:00 相談時間 13:00～16:00

問い合わせ先 名護市役所市長室 (0980-53-1212)

消費者無料相談室 (毎週木曜日 10:00～16:00)

場 所 名護中央公民館第4研修室